

## 委託契約書（案）

業務の委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結した。

### （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を、乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務の名称 田布施町立小学校水泳指導等業務
- （2）業務の内容 別添仕様書のとおり

### （委託料）

第2条 本業務の委託料の総額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額円）とする。

2 各年度における委託料の額は、次のとおりとする。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| （1）令和8年度 金  | 円（うち消費税及び地方消費税の額円） |
| （2）令和9年度 金  | 円（うち消費税及び地方消費税の額円） |
| （3）令和10年度 金 | 円（うち消費税及び地方消費税の額円） |

3 前2項の額は、第14条の規定により変更される場合がある。

### （委託期間）

第3条 本業務の委託期間は、契約締結日から令和10年10月31日までとする。

### （契約保証金）

第4条 本業務の契約保証金の額は、金 円とする。

### （乙の責任）

#### 第5条

- （1）乙は、本業務を乙が有する専門的知見及び経験に基づき誠実に遂行する。
- （2）乙は、本業務の遂行にあたり、本契約の定めに従うほか関連法令及び監督官庁の指示・指導等を遵守する。

### （甲の責任及び協力）

#### 第6条

- （1）甲は、本業務に基づく水泳指導を受ける児童（以下「対象児童」という。）について、心身その他について何らかの懸念がある場合は、事前に乙と協議し、対応について決定するものとする。
- （2）甲は、対象児童の健康状態を把握し、次の各号のいずれかに該当する対象児童は、本業務に基づく水泳指導を受けさせてはならない。
  - ①心臓病、腎臓病の者
  - ②呼吸器疾患の者（気管支炎、肋膜炎、肺結核性疾患など。但し、喘息は除く）
  - ③その他急性中耳炎、急性外耳炎の者
  - ④病気直後、手術直後の者
  - ⑤過去に意識障害を起こしたことのある者
  - ⑥プールを介して他人に感染させる恐れのある疾病に罹っている者
  - ⑦医師から水泳その他の運動を禁止されている者

⑧その他、本業務に基づく水泳指導を受けることが不適当と乙が判断した者

(3) 本業務に基づく水泳指導の実施中における対象児童の安全確保のためのプール監視体制の整備及び水質の維持・管理は、甲の責任において実施するものとする。

(水泳指導の中止及び変更)

第7条 甲及び乙は、台風、大雪、感染症・伝染病の蔓延その他の事情により本業務に基づく水泳指導の中止又は変更が必要と判断した場合、甲及び乙にて協議のうえ、本業務に基づく水泳指導を中止又は実施日程の変更をすることができる。

(事業完了報告書の提出)

第8条 乙は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく当該年度の事業完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第9条 乙は、各年度の業務を完了し、前条に定める事業完了報告書を甲に提出した後、当該年度分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知りえた相手方固有の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。

(権利・義務の譲渡禁止)

第12条 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づき相手方に対して有する権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の制限)

第13条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(業務内容及び委託料の変更等)

第14条 児童数の減少、仕様書に定めるグループ数若しくは指導員数の変更その他やむを得ない事由により、業務量が減少した場合は、甲は乙と協議のうえ、契約金額を減額変更できるものとする。

2 工事、設備故障、その他やむを得ない事由により、実施施設が使用できない、又は使用が制限される場合には、当該期間に係る業務について、甲は乙と協議のうえ、契約金額を減額変更し、又は業務を中止することができるものとする。

3 前2項に定めるほか、契約期間中において、経済情勢の著しい変動その他予期することのできない特別な事由により、委託料の額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、甲は乙と協議のうえ、

委託料の額を改定することができる。

4 前3項の規定により、委託料の額を増減する必要があるときは、甲は乙と協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

5 前項の変更契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(事故報告)

第15条 乙は、この業務委託の履行に関し事故等を生じた場合は、直ちに甲に対し事故等の状況を報告しなければならない。

(履行不能の場合の処置)

第16条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰すことが出来ない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(契約不適合)

第17条 本業務の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容と適合しない場合、甲は、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(損害賠償)

第18条 甲及び乙は、本契約に違反し、相手方又は対象児童に損害を与えた場合には、相手方又は対象児童に対し、その損害の賠償をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、本業務に基づく水泳指導の実施中に発生した乙の責に帰すべき事由による事故又は怪我等についてその責任を負うものとし、本業務に基づく水泳指導の開始前又は終了後に生じた事故又は怪我等並びに別添仕様書で定める実施場所の瑕疵により生じた損害について、乙はその責任を負わないものとする。

3 対象児童の所持品の管理は自己の責任で行うものとし、乙は、これに関する紛失・滅失・毀損等については、責任を負わないものとする。

4 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。ただし、その不履行が、当該契約当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(契約解除)

第19条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本契約に違反したことについて相当な期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、正当な理由なく是正する見込みがない場合

(2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てのあった場合又は租税等の滞納処分を受けた場合

(3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送された場合

(4) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた場合

- (5) 重大な危害又は損害を及ぼした場合
- (6) 前各号の他、本契約を継続できないと認められる相当の事由がある場合

(予算の不成立による解除等)

第 20 条 本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本業務に係る予算が措置されない場合は、甲は、本契約の変更契約を締結し、又は本契約を解除することができる。

2 前項の規定による変更契約の締結又は本契約の解除により乙が損害を受けることがあっても、第 18 条の規定にかかわらず、甲は、その損害賠償の責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 21 条 甲及び乙は、自己又は自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員（暴力団員又は暴力団準構成員でなくなつてから 5 年を経過していない者を含む）、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) 自己又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合

3 甲及び乙は、前項各号に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、第 2 項の定めに基づき本契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合においても、何ら当該損害の賠償をすることを要しない。

(協議解決)

第 22 条 本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決を図る。

本契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲)

(乙)

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を

講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。